

電気通信番号規則の一部改正について

【諮問第 3003 号】

<目 次>

- 資料 3—3—1 電気通信番号委員会 報告書
- 資料 3—3—2 「電気通信番号規則の一部を改正する省令案に関する意見募集」に寄せられた意見及びそれに対する考え方（案）
- 資料 3—3—3 答申書（案）
- 参考資料 1 改正概要
- 参考資料 2 新旧対照表

平成 20 年 11 月 25 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会
部会長 根岸 哲 殿

電気通信番号委員会
主査 酒井 善則

報 告 書

平成 20 年 9 月 30 日付け諮問第 3003 号をもって諮問された事案については、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、電気通信番号規則の一部を改正する省令案については、諮問のとおり改正することが適当であると考えられる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりである。

電気通信番号規則の一部を改正する省令案

～端末設備を識別するための電気通信番号(IMSI)を
携帯電話以外のサービスについても使用可能とするための措置について～
に寄せられた意見及びそれに対する考え方(案)

平成20年11月25日

情報通信行政・郵政行政審議会

電気通信番号規則の一部を改正する省令案

～端末設備を識別するための電気通信番号(IMSI)を携帯電話以外のサービスについても使用可能とするための措置について～

に寄せられた意見及びそれに対する考え方(案)

(敬称略)

意見提出者(計1件)			
	意見提出者	代表者氏名等	
1	株式会社ウィルコム	代表取締役社長	喜久川 政樹

整理番号	意見概要	考え方
1	<p>当社は広帯域移動無線アクセス(BWA)サービスに関する特定基地局の開設認定を受け、次世代 PHS を基にしたサービスを 2009 年より開始すべく準備を進めております。当社が採用する次世代 PHS は国際的に認められた標準規格であり、今回同じく国際標準番号である IMSI が使用可能になることで国際ローミングに関する手続きが簡素化され、次世代 PHS ユーザの利便性が向上し、ひいてはこれから普及する BWA サービスの進展に大きく寄与するものと考えられることから、本改正案に賛同致します。</p> <p>【株式会社ウィルコム】</p>	<p>今回の電気通信番号規則の一部を改正する省令案に賛同されるご意見として承ります。</p>

(案)

資料 3 - 3 - 3

平成 20 年 11 月 25 日

総務大臣
鳩山邦夫 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 高橋 温

答 申 書

平成 20 年 9 月 30 日付け諮問第 3003 号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信番号規則の一部を改正する省令案については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

電気通信番号規則の一部改正について

I 改正の概要

電気通信回線設備に接続する端末設備を識別するための電気通信番号（以下、「IMS I」(International Mobile Subscription Identity)という。）については、現在携帯電話で使用されている。

ITU-T勧告E. 212の改定によりIMS Iの使用条件が緩和されたことに加え、国内でも新たにBWAアクセスサービス等での使用が想定されることから、IMS Iを携帯電話以外のサービスについても使用可能とすることを内容とする電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）の改正を行う。

II 経緯

- (1) 現行の電気通信番号規則第8条では、IMS Iについて、「携帯電話に係る端末設備を識別するための電気通信番号（移動電話端末を識別するための電気通信番号を規定する国際電気通信連合条約に基づく勧告に準拠したものに限り）」と規定されており、現状、携帯電話事業者^{※1}に対して番号の指定が行われている。
※1 NTTドコモ、KDDI（沖縄セルラーを含む）、ソフトバンクモバイル及びイー・モバイル
- (2) ITU-T勧告E. 212の改定により、IMS Iの使用条件が緩和され、移動端末や移動体サービスに限定されず、電気通信サービスを提供する公衆電気通信網において使用できることとなったところである。
- (3) 国内では、広帯域移動無線アクセスシステム（BWA）に関して特定基地局の開設認定を受けたウィルコム及びUQコミュニケーションズより、次世代PHS及びWiMAXについて、国際標準規格に基づき、国際ローミング等を実現するためにIMS I使用の要望があったところであるが、上述のとおり、現行の電気通信番号規則第8条の規定では「携帯電話に係る端末設備を識別するため」としており、BWAアクセスサービスでは使用することはできない。
- (4) また、FWAアクセスサービスのうち地域WiMAXについては、BWAアクセスサービスのWiMAXと同じ国際標準規格を採用していることから、今後IMS Iの使用要望が生じる可能性があるが、BWAアクセスサービスと同様、現行の電気通信番号規則ではIMS Iを使用することができない。
- (5) 今後、様々なサービスにおいてIMS Iの使用要望が生じる可能性を踏まえ、ITU-T勧告E. 212の改定に伴い規定を見直す必要がある。

Ⅲ 改正案の内容

- (1) 国際電気通信連合条約に基づく勧告（ITU-T E. 212）の改定に伴い、IMS I を携帯電話以外のサービスについても使用可能とするための改正を行う。（第8条関係）
- (2) IMS I の指定要件について、基地局の無線局免許を有さない電気通信事業者であっても、ITU-T 勧告への準拠の下、電気通信回線設備に接続する端末設備を識別する設備を設置すればIMS I を使用可能とするための改正を行う。（別表第二関係）
- (3) 本改正案は、公布の日から施行することとする。（附則関係）

電気通信番号規則の一部改正について

(参考)

IMSI: 端末設備を識別するための電気通信番号 (International Mobile Subscription Identity)

ITU-T勧告E. 212の改定によりIMSIの使用条件が緩和

移動体サービスに限定されず、公衆電気通信網において使用可。

国内でも新たに広帯域移動無線アクセスシステム (BWA) のサービスで、IMSIの使用要望

次世代PHS及びWiMAXについて、国際ローミング等を実現するために使用。

本則 (第八条関係)

ITU-T勧告E. 212の改定に伴い、IMSIを携帯電話以外のサービスについても使用可能とするための改正を行う。

改正案

第八条 (端末設備を識別するための電気通信番号)

端末設備を識別するための電気通信番号 (電気通信回線設備に接続する端末設備を識別するための電気通信番号を規定する国際電気通信連合条約に基づく勧告に準拠したものに限る。)は、別表第一第四号に定めるものとする。

現行規定

第八条 (携帯電話に係る端末設備を識別するための電気通信番号)

携帯電話に係る端末設備を識別するための電気通信番号 (移動電話端末を識別するための電気通信番号を規定する国際電気通信連合条約に基づく勧告に準拠したものに限る。)は、別表第一第四号に定めるものとする。

別表第二関係

IMSIの指定要件について、基地局の無線局免許を有さない電気通信事業者であっても、ITU-T勧告への準拠の下、電気通信回線設備に接続する端末設備を識別する設備を設置すればIMSIを使用可能とするための改正を行う。

改正案

4 第8条に規定するもの

電気通信回線設備に接続する端末設備を識別するための設備を設置すること。

現行規定

4 第8条に規定するもの

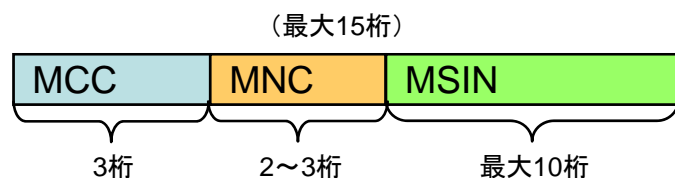
電波法施行規則第4条第1項第6号に規定する基地局の無線局免許を有する電気通信事業者であること。

端末設備を識別するための電気通信番号 (IMSI) について

IMSIについて

IMSIは、ITUにおいて管理が行われており、国際的には、現在では主にローミング機能を有する公衆電気通信網に接続する移動端末又は移動体サービスの加入者を識別するために使用されている。日本では、ITUより「440」又は「441」につづく12桁の番号の割当てを受けており、SIMカード等に記載され、携帯電話の端末の識別のために使用されている。

IMSIの構造



MCC (Mobile Country Code): 国識別コード(日本は440あるいは441)
MNC (Mobile Network Code): 事業者識別コード
MSIN (Mobile Subscriber Identification Number): 加入者識別コード

IMSIに関するITU-T勧告(E.212)の改正(2008/5)概要

移動サービスのローミングを主目的とする利用から、公衆網において契約の特定を行うものであればサービスや目的を限定せず多様な利用を認める内容に大幅改正された。

【旧勧告】(より限定的記述)

- 移動通信のローミングを実現が主目的
- 移動通信(移動性のあるその他通信も可)への使用



【新勧告】

- 利用者が**固定及び移動の公衆網(public network)**により情報通信サービスを受けるために、国際的に認証を行うための枠組み。
- 契約網の**特定や課金・登録のための契約(subscription)**の特定、その他各種目的のために使用可能。

○電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）の一部を改正する省令案新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次（略）</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 電気通信番号計画</p> <p>第五条～第七条（略）</p> <p>（端末設備を識別するための電気通信番号）</p> <p>第八条 端末設備を識別するための電気通信番号（<u>電気通信回線設備に接続する端末設備を識別するための電気通信番号を規定する国際電気通信連合条約に基づく勧告に準拠したものに限る。</u>）は、別表第一第四号に定めるものとする。</p> <p>第九条～第十四条（略）</p> <p>第三章～第五章（略）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 電気通信番号計画</p> <p>第五条～第七条（略）</p> <p>（<u>携帯電話に係る</u>端末設備を識別するための電気通信番号）</p> <p>第八条 <u>携帯電話に係る</u>端末設備を識別するための電気通信番号（<u>移動電話端末を識別するための電気通信番号を規定する国際電気通信連合条約に基づく勧告に準拠したものに限る。</u>）は、別表第一第四号に定めるものとする。</p> <p>第九条～第十四条（略）</p> <p>第三章～第五章（略）</p>

別表第一 (略)

別表第二 (第 15 条第 2 項関係)

電気通信番号の種別	要件
1～3	(略)
4 第 8 条に規定するもの	<u>電気通信回線設備に接続する端末設備を識別するための設備を設置すること。</u>
5～15	(略)

注 1～4 (略)

別表第三～別表第四 (略)

様式第一～様式第四 (略)

別表第一 (略)

別表第二 (第 15 条第 2 項関係)

電気通信番号の種別	要件
1～3	(略)
4 第 8 条に規定するもの	<u>電波法施行規則第 4 条第 1 項第 6 号に規定する基地局の無線局免許を有する電気通信事業者であること。</u>
5～15	(略)

注 1～4 (略)

別表第三～別表第四 (略)

様式第一～様式第四 (略)

附 則

この通令は、公布の日から起算する。